

会社法制定に伴う業務規程の一部改正等について

株式会社東京証券取引所

平成18年4月28日

当取引所は、業務規程の一部改正等を行い、5月1日から施行します。(詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。)

今回の改正は、「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が5月1日に施行されることに伴うものです。

改正の概要は、下記の通りです。

記

改正概要	(備考)
1. 新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券の取扱い	
・新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券について現行の新株引受権証券の制度を引き継ぐ形で上場・売買・決済制度を設けることとします。	・有価証券上場規程第10条第2項等
・上場の対象は、次の～を満たす新株予約権証券とします。 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること	
2. 上場制度の改正	
(1) 事業継続年数に係る上場審査基準	
・現行の「設立後経過年数」に係る基準に代えて「事業継続年数」に係る基準を設け、「上場申請日の直前事業年度の末日から起算して3か年以前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とします。	・株券上場審査基準第4条第1項第4号等
・マザーズについても、「上場申請日から起算して1か年以前から取締役会を設置して継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とします。	・株券上場審査基準第6条第1項第3号の2等
・新規上場申請者の主要な事業が、他の会社から事業譲渡により譲	・株券上場審査基準の取扱い2.(4)等

<p>り受けたものである場合には、当該他の会社における当該事業の活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとします。</p>	
<p>(2) 上場審査基準及び上場廃止基準等における「純資産の額」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場審査基準及び上場廃止基準等において審査対象とする「純資産の額」は、純資産の部の合計額に特別法上の準備金等を加えて得た額から、新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・株券上場審査基準の取扱い2.(5)等
<p>(3) 株式の譲渡制限に係る上場審査基準及び上場廃止基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場申請銘柄又は上場銘柄に係る株式の譲渡について制限を行っていないことを要件とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・株券上場審査基準第4条第1項第11号等
<p>(4) 第三者割当に関する規制等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場前の第三者割当に関する規制及び上場会社が行う第三者割当に関する報告制度において、自己株式を第三者に割り当てる場合も対象に含めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場前の公募又は売出し等に関する規則第25条等
<p>(5) 株式無償割当ての効力発生日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は、上場株券について株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。)を行う場合には、当該株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式無償割当ての効力発生日として定めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第20条の2第1項
<p>(6) 上場会社が上場株券の全部を取得する場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場申請に係る有価証券が、上場会社による株式の全部取得に伴い上場廃止となる株券と引換えに交付される株券である場合には、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないことなどを条件として簡易な手続きにより上場できることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券上場規程第10条第1項等
<p>(7) 上場債券に係る銘柄統合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場債券の発行者が新たに発行する上場銘柄と同一の内容の債券について上場を申請し、既上場債券と銘柄統合を行う場合には、その発行方法に応じて、有価証券上場申請書又は有価証券変更上 	<ul style="list-style-type: none"> ・債券特例第2条第5項

場申請書を提出するものとします。

3. 決済制度の改正

- ・端株制度採用会社が単元株制度の導入に伴い株式分割等を行う際の株券記載の株式数が読み替えられる株券についてはこれを決済物件として利用できないこととします。
- ・受託契約準則第21条等

4. 信用取引制度の改正

- ・制度信用取引における権利の処理に関する見直し
 剰余金配当の調整
 - ・制度信用取引における剰余金の配当の調整は、原則として、金銭の配当に限って行うこととします。
 - 権利処理の対象
 - ・付与された権利の内容につき、権利の行使に付された条件、譲渡性及び換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でない場合は、当該権利の処理を行わないものとします。
- ・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第2条第1項等
・制度信用取引に係る権利の処理に関する規則第4条第5項

5. 株券オプション取引制度の改正

(1) 取引対象株券

- ・現行、普通株に限定されている株券オプション取引の対象を内国法人の発行する上場株券のうち市場第一部銘柄であって基準に適合するものの中から当取引所が選定した株券とします。
- ・株券オプション特例第4条第1項

(2) 権利行使価格等の調整

- ・株券オプション取引の対象株券に係る株式と同一種類の株式が無償で割り当てられる場合及び新株予約権が無償で割り当てられる場合（割り当てられる新株予約権証券が上場される場合に限る。）には権利行使価格等の調整を行うものとします。
- ・株券オプション特例の施行規則第2条第2項等

6. その他

- ・その他、用語の見直しなど所要の改正を行います。

施行日

平成18年5月1日から施行します。

以上